

第4次

上尾市市民活動推進計画

みんなで住みよいまちをつくる 市民活動のまち あげお



2024年3月
上尾市

はじめに

第4次上尾市市民活動推進計画策定にあたって

少子高齢化社会の進行、人々の価値観、ライフスタイルの多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による「新たな日常」など前例のない時代の転換期を迎える中で、上尾市の将来都市像に掲げた「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」の実現を目指し、令和3年3月に「第6次上尾市総合計画」を策定しました。総合計画の基本施策項目「持続可能な都市経営」を図るため、市民、地域、NPO、ボランティア、企業、大学等の多様な主体が活発に活動を行い、地域社会を支える担い手となる協働のまちづくりを推進するための取組みを進めています。



この度、「第3次上尾市市民活動推進計画」（2019～2023年度）が終了するにあたり、市民活動に関する現状や課題を踏まえつつ、本市の市民協働によるまちづくりを推進するため、「第4次上尾市市民活動推進計画」（2024～2028年度）を策定しました。

本計画では、目指す姿として「みんなで住みよいまちをつくる 市民活動のまちあげお」を掲げ、地域が抱える課題を市民や市民活動団体と解決するため、市民の活躍の場を広げるさまざまな取組みをより一層進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました上尾市市民活動推進協議会委員の皆様、また貴重なご意見をお寄せいただいたすべての皆様に心からお礼申し上げますとともに、引き続き本計画の推進に対するご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和6年3月

上尾市長 富山 稔

目次

はじめに.....	1
第1章 計画の概要.....	4
1 計画策定の背景.....	4
2 市民活動とは.....	5
3 計画の位置づけと計画の期間.....	7
4 計画策定の経緯.....	7
第2章 計画の基本理念、基本目標及び施策体系.....	8
1 計画の基本理念.....	8
2 行動指針.....	9
(1) 自分のこととして考えよう.....	9
(2) できることから始めよう.....	9
(3) 活動の輪を広げよう.....	9
3 基本目標.....	10
(1) 市民活動の情報発信.....	10
(2) みんなが市民活動できる場づくり.....	10
(3) 市民活動団体への支援.....	10
(4) 協働のまちづくり事業の推進.....	10
4 施策の体系.....	11
第3章 施策の展開.....	12
基本目標1 市民活動の情報発信.....	12
1.1 活動団体の情報発信.....	12
1.2 多様な媒体を活用した活動情報の提供.....	12
1.3 市民活動支援センターの周知.....	13
基本目標2 みんなが市民活動できる場づくり.....	14
2.1 あらゆる世代で市民活動に参加.....	14
2.2 大学生・事業者への参加よびかけ.....	14
2.3 地域の力を活かす.....	15
2.4 市民活動支援センターの充実.....	16
基本目標3 市民活動団体への支援.....	17
3.1 自立した活動団体への支援.....	17
3.2 活動拠点の情報提供.....	18
3.3 活動団体のネットワークづくり.....	18

基本目標4 協働のまちづくり事業の推進.....	19
4.1 行政施策・事業の協働化.....	19
4.2 協働意識の啓発.....	21
第4章 計画の推進に向けて.....	22
1 市民活動の推進のために.....	22
(1) 社会貢献としての市民活動の推進.....	22
(2) 協働事業としての市民活動の推進.....	23
2 計画の進捗管理・評価・公表.....	24
(1) 計画の進捗管理.....	24
(2) 評価.....	24
(3) 公表.....	24
資料編	25
1 上尾市市民活動推進協議会条例.....	25
2 上尾市市民活動推進協議会委員名簿.....	27

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

地域にはさまざまな課題があり、それらを自分たちの手で少しずつ解決していくという活動は、環境や福祉、社会教育、災害対策などの分野で取り組まれてきました。市民が主体となり、自らのまちや暮らしを豊かにしようとする取り組みは今後一層重要な役割を担っていくことが期待されています。

近年では、大規模な地震や台風、豪雨など著しい被害をもたらす災害が多発する中で、災害ボランティアや市民活動団体が被災地復興支援の担い手として大きな役割を果たしていることが周知されています。

上尾市においても、地域福祉活動や子育て支援、高齢者支援、多文化共生、環境保全、災害支援など、柔軟な発想で工夫しながら、さまざまな分野で市民の自主的な取り組みが進められています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、市民活動も大きく制限されることになり、従来のような活動ができなくなった団体も少なくありません。そのような中で、オンライン会議等の活用により、活動を継続し活動の幅を広げている団体も見られます。本市でも、市民活動支援センターにおいて Web 会議等に対応できるようフリーWi-Fi の整備やオンライン会議の進め方講座を開催するなど、市民活動への支援を行っています。

本市では、市の行政運営の基本となる「第6次上尾市総合計画」の第8章「持続可能な都市経営」のテーマの一つとして「協働」を掲げています。

協働とは、行政と活動団体が共通の目的の実現や課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図り、協力して活動することです。そのことにより、多様なニーズにきめ細かく対応できることが期待されます。市民の活動と行政の活動は、必ずしもはっきりと区別できるものではなく、その関与の度合いが連続的に増減することで、より円滑に行われることとなります。

市民ニーズの多様化や地域課題の複雑化により、行政主導ではなく市民と行政との協働によるまちづくりの重要性が高まっています。市民や各種団体、企業と大学等の地域づくりへの参加によって、各分野において協働の核となる人材の育成と発掘が進んでいきます。

本市では、市民活動を推進し、市民活動団体と行政との協働を進め、「新しい公共サービス」を提供するシステムを構築するため、2010年3月に第1次上尾市市民活動推進計画を策定しました。計画は更新を重ね、2023年度には第3次上尾市市民活動推進計画の最終年度を迎えました。

第4次上尾市市民活動推進計画では、第3次計画で推進してきた市民活動への支援や取り組みにおける成果や課題を踏まえて実施し、これまでの市民活動団体と行政の協働を引き続き推進することを目的として定めるものです。

2 市民活動とは

「市民活動」あるいは「ボランティア活動」などの言葉は、さまざまな場面でよく使われますが、その意味するところに正確な定義はありません。多くの人々が自発的にあるいは誰かに誘われて、営利を目的とせず、「みんなのため」あるいは「困っている誰かのため」に行うことであると、一定の理解があるでしょう。また、活動分野も福祉や環境、子育て、まちづくり、多文化共生など、さまざまな地域または社会における課題に向けられることが多く、その中にはまだ課題が十分に認識されていない分野でもあります。

活動の主体は、必ずしも団体に所属する必要はなく、個人でボランティア活動をする場合もあります。企業などの法人や区会・町内会・自治会など地縁団体の活動も市民活動と言えるでしょう。ただし、宗教活動、政治活動、特定の政党や候補者等の選挙活動に関する活動は一般的に除かれます。

なお、本計画の根拠となる「上尾市市民活動支援センター条例」第2条第1項では、市民活動を以下のように定義しています。

(定義)

第2条 この条例において「市民活動」とは、市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動のうち、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

【市民活動と行政の協働】

「協働」とは、「経験や立場が異なる市民や団体等が、共通の目標に向けて各々の能力や労力などを出し合い、対等な立場で協力して取り組むこと」と定義されることが多いようです。

実際には、行政と活動団体が共通の目的の実現や課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図り、協力して活動することです。異なる立場の人や団体等が集まってそれぞれの力や知識などを生かすことは、単独で行うよりも高い効果が期待でき、新たな創造につながることを期待されます。

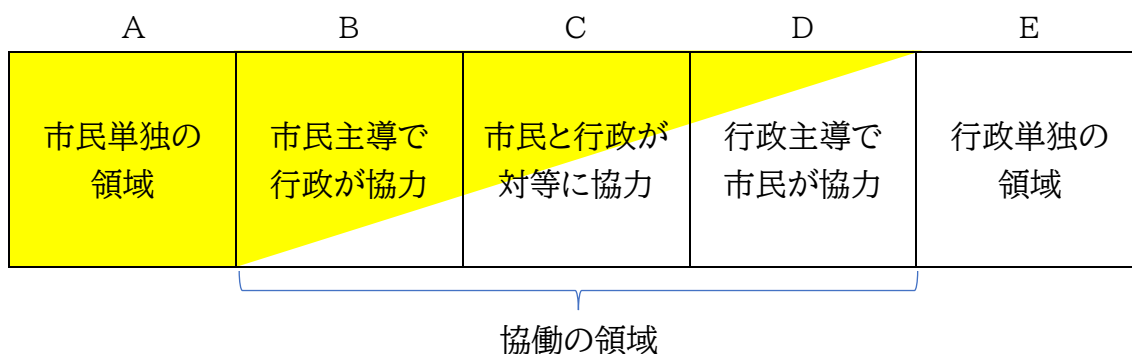
以下の概念図は、協働のまちづくりにおいて、「協働」とはどのような考え方なのかを表したものです。

網掛け部は市民が行う部分で、白い部分が行政で扱う部分です。

Aの部分は全て市民が行う領域で、Eの部分は全て行政が行う領域です。

B・C・Dの部分が市民と行政が行う「協働」の領域です。

協働の領域に関する概念図



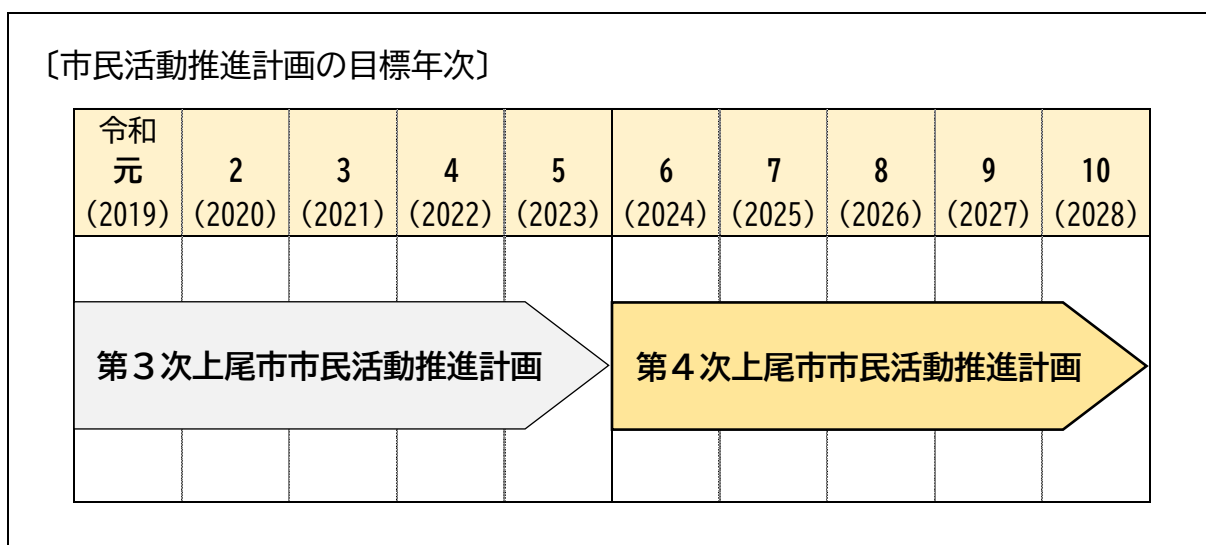
資料:粉川一郎氏の研修資料より抜粋

市民が自らの考えや労力等で活動を始めるとき、さまざまな制約に直面して、十分に活動できないことがあります。その時、行政と協力しながら進めることで、大きな成果が得られることがあります。一方、行政は法律や条例等に定められたこと以外の行動には制約があります。そのため、時には市民に協力を求めて事業等を進めることがあります。それぞれの特性を活かして力を携えることで、誰もが住みよいまちづくりが進んでいく。それが、「協働」の考え方です。

3 計画の位置づけと計画の期間

本計画は、上尾市市民活動推進協議会条例第2条第3項の規定に基づき、市民活動を推進し、市民活動団体と市との協働を計画的に進めるために策定するものです。上尾市の最上位の計画である第6次上尾市総合計画及びその他関連する計画などと整合性を図っています。

第4次上尾市市民活動推進計画は、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間とします。本計画の最終年度には計画達成状況の確認と次期計画に向けた見直し等を行います。



4 計画策定の経緯

本計画は、第3次計画の実施状況などを基に素案を作り、上尾市市民活動推進協議会条例に基づく上尾市市民活動推進協議会に諮り、意見を聞き議論したものを計画原案として策定しました。

第2章 計画の基本理念、基本目標及び施策体系

1 計画の基本理念

みんなで住みよいまちをつくる 市民活動のまち あげお

上尾市は、昭和33(1958)年7月に市制を施行して以来、田園都市から工業都市、そして住宅都市へと変遷を重ね、現在人口約23万人を超え、首都圏にありながら自然と調和した埼玉県の中核をなす都市へと発展してきました。本市の人口は、2020年代後半には減少し始めることが予想されており、中でも子どもの数が減少する一方で、高齢者は全国平均と比較しても大幅に増加することが見込まれています。

このような大きな変化の時代の中で、今後もまちの活力を維持していけるよう、活動団体、事業者、大学などと行政が、それぞれの分野で一人ひとり、自発的に協働のまちづくりに取り組む意識を持ち、自然に市民活動が生み出される地域社会をつくっていくことが大切です。

市民一人ひとりが、自分の住むまちで、生きがい、やりがいや楽しみを見だし、自らの人生をいきいきと暮らせるために、自ら選択して活動できるまちづくりを目指します。

また、市民と行政が互いに連携しながら市民が主役として暮らしやすいまちづくりを進めるために、全ての世代で一人ひとりが活躍できるまちづくりを目指します。その基礎となる本計画の基本理念を

「みんなで住みよいまちをつくる 市民活動のまち あげお」

と設定します。

2 行動指針

市民活動を推進するために、市民、活動団体、事業者、大学、行政のそれぞれが、地域や社会の課題に対し、どのような行動をとり、解決していけばよいのかを考えるベースとして、以下の行動指針を提起します。

(1) 自分のこととして考えよう

さまざまな課題は、影響を受けている当事者だけでは解決できなかったり、発見が困難な場合があります。

仮に、自分が直面することでない場合でも、自分の身近にあったらどうすればよいかと、自分のこととして考えることが第一歩を踏み出すきっかけにもなります。

(2) できることから始めよう

課題を解決するためには、さまざまなことが考えられます。しかし、普段の生活と並行して取り組むのであれば、全部を一度に進めることは困難を伴います。また、取り組みに無理があると、途中で挫折することもあるでしょう。

そこで、今、自分ができることから始め、無理のない範囲で継続していくことが大切です。

(3) 活動の輪を広げよう

自分が行っている活動を、他の人に伝え、加わってもらうことが大切です。地域を越え、世代を広げていくことで、課題解決につながることもあり、同じような課題に取り組んでいる人たちとのつながりができることもあります。

そのためには、活動の情報を発信したり、催し物やイベントに参加したり、さまざまなやり方で活動の輪を広げていくことが大切です。

3 基本目標

(1) 市民活動の情報発信

市民活動や協働に関する理解を深め、できることから市民活動が始められるように情報を提供します。あらゆる世代で市民活動の情報が受け取れるよう、『広報あげお』、市民活動情報紙『むすびん』など紙媒体のほか、市ホームページやSNS等を活用して活動団体がどんな組織で、今どんな活動に取り組んでいるか活動情報を提供します。このほか、イベント等でも活動団体と市民活動支援センターのPR活動を行います。

(2) みんなが市民活動できる場づくり

市民が、自分たちのまちは自分のこととして自分たちでつくるという、市民自治の考えに則り、市民活動や協働に関する理解を深め、地域や社会に関心を持ち、自らできることを考え、自発的に市民活動に参加することができる体制をつくります。

(3) 市民活動団体への支援

市民活動には、自治会活動、社会貢献活動、ボランティア活動などの領域があります。それぞれの活動団体は多くの課題を抱えながら活動を続けています。

考え方や方向性を同じくする市民が、自主的、自発的に市民活動へ参加するとともに、団体同士が連携し、継続的な活動ができるよう支援を行います。

(4) 協働のまちづくり事業の推進

上尾市では、まちづくりの基本理念として、市民・事業者・行政が力を合わせ、助け合い、支え合ってよりよい地域社会を作る「協働」を掲げています。

本市は、行政施策や事業の実現のため、それぞれの地域に根差した課題の解決に向けて、「この部分は市民・活動団体と力を合わせていきたい」というメッセージを発信する必要があります。また、市民・活動団体は、地域の課題を解決するため問題意識を持ち、「この部分は、地域のことをよく知っている私達が進める」という積極的な役割分担をして、お互い協力し合える環境を整えます。

4 施策の体系

【基本理念】

みんなで住みよいまちをつくる 市民活動のまち あげお

【行動指針】

(1)
自分のこと
として
考えよう

(2)
できること
から
始めよう

(3)
活動の輪を
広げよう

【基本目標】

(1)
市民活動の
情報発信

(2)
みんなが
市民活動できる
場づくり

(3)
市民活動団体
への支援

(4)
協働のまちづくり
事業の推進

第3章 施策の展開

基本目標1 市民活動の情報発信

1.1 活動団体の情報発信

活動団体やその活動内容を、より多くの市民に知ってもらい参加を促すため、情報の発信等を行います。

取り組み		所管課・所属
① SNS等を活用した活動団体紹介		福祉総務課 市民活動支援センター
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動団体の名称、所在地、連絡先、代表者、活動内容などを整理し、活動しようとする人がすぐ必要な情報をつかめるよう市民活動支援センターのホームページを整備します。 ○ ボランティア団体、ボランティアの募集情報などを市ホームページやSNS(X:旧 Twitter、LINE等)で伝えられるよう上尾市社会福祉協議会と協議します。 	
② 市民活動ガイドブックの発行		市民活動支援センター
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内で活動している団体を紹介する冊子として「市民活動ガイドブック」を作成し、センター窓口や社会福祉協議会ボランティアビューロー、図書館、公民館などに配置します。 ○ 電子データを市ホームページで発信します。 	

1.2 多様な媒体を活用した活動情報の提供

活動団体が実施するイベント等の情報が広く市民に伝わるよう、印刷物の配布を支援します。また、市民活動支援センターの情報紙『むすびん』でも活動団体の情報を提供しています。そのほか、市ホームページやSNS(X:旧 Twitter、LINE等)の媒体を使って情報提供を支援します。

取り組み		所管課・所属
① 市民向けの情報提供		市民活動支援センター 各課
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民に向けて市ホームページやSNS(X:旧 Twitter、LINE等)により情報発信することで、市民活動に関心を持つきっかけをつくります。 ○ 地域課題や市の施策情報を積極的に公開し、地域の課題解決として市民活動に目を向けてもらうよう情報提供します。 ○ 活動団体のイベント等の情報発信に協力します。 	

② 情報紙『むすびん』の発行		市民活動支援センター
取り組み内容	○ 活動団体の紹介や活動実績などを掲載する情報誌を年4回（季刊）発行します。	
③ チラシ、ポスターの配布支援		市民活動支援センター各課
取り組み内容	○ 活動を周知するためのチラシやポスターの配布を支援するため、活動団体の所管課はパンフレットラックや庁内、出先機関で積極的な配布や掲示を支援します。	

1.3 市民活動支援センターの周知

市民活動支援センターを多くの人にPRし、市民活動を理解してくれる人を増やすよう、市のイベント等で市民活動支援センターや市民活動の情報発信を行うなど市民活動支援センターのPRに努めます。

取り組み		所管課・所属
① イベント等でのPR活動の実施		市民活動支援センター各課
取り組み内容	○ 市のイベント等において市民活動や市民活動支援センターの情報発信を行い、市民活動への理解や参加を促します。 ○ SNS(X:旧 Twitter、LINE 等)で情報発信を行います。	

<取り組みの成果指標>

項目	実績値 (2019年)	現状値 (2022年)	目標値 (2028年)
SNS(X:旧 Twitter)更新回数	—	4回/月 年48回	5回以上/月 ※年60回以上
SNS(LINE)更新回数	—	—	年12回以上

※活動団体のイベント情報を積極的に発信



▲ 2022市民活動ガイドブック



▲ 情報紙「むすびん」

基本目標2 みんなが市民活動できる場づくり

2.1 あらゆる世代で市民活動に参加

市民活動は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識をみんなが持って行動を起こすことから始まります。

初めて市民活動に参加しようとするさまざまな人が市民活動体験できるような活動団体と連携したイベントの場を提供します。

また、市民活動をとおして社会貢献につながる活動をしたい人やグループに対しては、常時行っている活動相談のほか、特に開催日を設けて相談会を行います。

取り組み		所管課・所属
① 市民活動体験教室等の実施		市民活動支援センター
取り組み内容	○ 活動団体と連携し、さまざまな人が市民活動の体験ができるイベントの場等を提供します。	
② 市民活動相談会の実施		市民活動支援センター
取り組み内容	○ 定期的に活動相談を実施します。 ○ 新たに市民活動を考えている人(グループ)を対象にした相談会を行います。	

2.2 大学生・事業者への参加よびかけ

大学生は、新たな出会いや経験、学びから、いろいろなものの見方や考え方を吸収していきます。旧来の見方にとらわれない斬新なアイデアを持ち若々しく明るく熱意があります。地域の課題解決に大学生の力を活用して一緒に活動できるよう、大学に働きかけを行います。

事業者は、事業活動で利益を上げるだけでなく、地域での社会貢献活動に取り組む姿勢を見せています。地域の課題が、新たな価値としての事業の創生にもつながります。事業者と地域社会の積極的な協働を推進していきます。

取り組み		所管課・所属
① 大学との連携		市民協働推進課 市民活動支援センター 各課
取り組み内容	○ 本市は、聖学院大学(上尾市)、日本薬科大学(伊奈町)、芝浦工業大学(さいたま市見沼区)、人間総合科学大学(さいたま市岩槻区)との連携(相互連携)に関する包括協定を結んでいます。学生が地域の課題を通して、まちづくりに参加することで、学生にとっては新たな学びにつながり、地域や活動団体、行政にとっても斬新な発想が地域の課題を解決できる可能性に期待できることから、協働事業やボランティアに学生の参加を進めます。	

② 事業者との連携		市民活動支援センター 各課
取り組み内容	○ 市内の事業者の多くは地域でのCSR [※] を取り入れています。事業者の中には、市と災害時における物資の供給等に関する協定を締結しているところもあります。協定以外でもイベント等でのボランティアも含め協働事業による地域の課題解決がCSV [※] につながることから積極的な協働のパートナーとして推進していきます。	

※CSR：企業の社会的責任のこと。Corporate Social Responsibilityの略。

※CSV：共有価値の創出のこと。Creating Shared Valueの略。

2.3 地域の力を活かす

自治会活動は、地域の安心安全なまちづくり、環境美化運動の推進、スポーツレクリエーション活動の推進、地域福祉の支え合いなどを地域に根ざした自主的な活動をしています。

基本的には住民自治の推進として、また、市民の一層の市政への参加として地域課題の解決のため、自治会活動との協働を進める必要があります。

自治会活動の中から地域の課題に取り組む機会が増えることで、住民自治が深まり、地域の価値を地域で創造する「住民主体のまちづくり」の展開につながります。

取り組み		所管課・所属
① 自治会活動への参加の推進		市民協働推進課
取り組み内容	○ 住民自治の推進と地域課題の解決のため、市民が市政への一層の参加を進めることを目的に自治会への参加を推進します。	
② 自治会活動からの派生活動 [※] の推進		市民協働推進課 市民活動支援センター 各課
取り組み内容	○ 自治会活動の中から地域の課題に取り組む機会が増えることで、住民自治が深まり、地域の価値を地域で創造する「住民主体のまちづくり」の展開として新たな地域の課題に取り組む市民活動の団体が育つことを推進します。	

※派生活動：自治会活動への参加から新たな地域の課題に展開すること。

例：地域の清掃活動からリサイクル事業、地域の防災活動から災害ボランティア事業など。

2.4 市民活動支援センターの充実

活動団体の増加に対応できるよう施設の利用方法の工夫に努めます。

取り組み		所管課・所属
① 会議室・交流サロンの利用の効率化		市民活動支援センター
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議室のほか、交流サロンを気軽に利用できるような環境を整えます。活動団体の活動のほか、誰もが利用できるスペースを確保することで、市民活動の展開が進み活動団体が増加する相乗効果が期待できます。施設の利用方法を工夫して利用者の拡大を図ります。 ○ 市民活動支援センターは、Web 会議等に対応できるようフリーWi-Fiの整備完了によりWeb 会議等を推進します。 	

<取り組みの成果指標>

項目	実績値 (2019年)	現状値 (2022年)	目標値 (2028年)
活動団体登録数(新規)	8 団体	4 団体	8 団体
体験講座実施満足度(アンケート調査)	—	80%以上	80%以上
大学・事業者との協働事業件数	大学 35 件 事業者 444 件	大学 6 件 事業者 206 件	大学 35 件 事業者 500 件
会議室・交流サロンの利用者数	4,666 人	4,125 人	5,000 人
市民活動支援センターの来館者数	6,561人	5,102 人	7,000 人
市民活動相談件数	47 件	50 件	75 件



▲ 情報掲示板



▲ ショーケース

基本目標3 市民活動団体への支援

3.1 自立した活動団体への支援

市民活動支援センターには、243団体（令和5年4月現在）の活動団体が登録されていますが、メンバーの高齢化、活動力（資金・運営スキル）の低下などの課題を抱えている団体もあります。

活動団体の活性化を促し、継続した活動ができるよう、活動団体に役立つ講座の開催や補助金・助成金情報の提供など、活動団体が自立するための支援を行います。

取り組み		所管課・所属
① 活動団体の公開講座の開催		市民活動支援センター
取り組み内容	○ 市民活動支援センターでは、活動団体の運営力をアップするため、ポスター・チラシの作成講座、ホームページ作成講座などの公開講座を開いてきましたが、引き続き活動団体のステップアップを図るため、会計講座などの組織力を向上させる公開講座を開催します。	
② 活動団体が継続するための支援		市民活動支援センター
取り組み内容	○ 経験年数の少ない活動団体や大きな事業が組めない活動団体が、協働事業やイベント等の開催が行えるよう、補助金要綱の改正を行い、補助金の補助年数を「単年度」から「2年度間」にしています。 ○ 登録団体への意向アンケート調査を行います。登録団体が何を望んでいるかなど、ニーズの把握に努めます。	
③ 助成金情報の提供		市民活動支援センター
取り組み内容	○ 活動団体が事業を行う場合に、国・県・民間団体（民間企業）の助成金を活用できるよう助成金情報を活動団体に提供します。これらの情報は、市ホームページにリンク先を掲載して情報提供します。	



▲ 聖学院大学との協働事業



▲ 公開講座

3.2 活動拠点の情報提供

活動団体を増加させるための受け皿として、空き店舗情報等を活用して活動団体の拠点探しを支援します。

取り組み		所管課・所属
① 空き店舗・空きスペースの活用		商工課
取り組み内容	○ 今後、活動団体が増加した場合は「上尾商工会議所 創業・起業支援サイト」などの空き店舗情報等を活用して活動の場の情報提供を進めます。	

3.3 活動団体のネットワークづくり

活動団体やボランティア団体がさらに活動の輪を広げられるために、活動内容をより多くの仲間に知ってもらう必要から交流会を行い、ネットワークをつくります。

取り組み		所管課・所属
① 活動団体間の交流の推進		市民活動支援センター
取り組み内容	○ 活動団体の活動は、他の関連団体とのコラボレーションにより新たな展開を生む可能性があります。異分野の活動団体と交流会を開きます。	

<取り組みの成果指標>

項目	実績値 (2019年)	現状値 (2022年)	目標値 (2028年)
公開講座参加団体数	20 団体	10 団体	20 団体
公開講座実施満足度(アンケート調査)	70%	80%	80%以上
協働のまちづくり推進事業補助金申請数	5 件	6 件	※ 新規4件 継続4件 合計8件
登録団体への意向アンケート調査	—	—	各年度1回
交流会参加団体数及び交流会開催数	30 団体 1 回	12 団体 1 回	30 団体 1 回以上

※新規・継続で補助金の額を改正したため。

基本目標4 協働のまちづくり事業の推進

4.1 行政施策・事業の協働化

各分野での計画を実施するうえで、地域や活動団体と連携して行う協働は欠かせません。市の補助金を活用して行う協働のまちづくり推進事業への事業提案は、行政側からの提案を積極的に行います。

取り組み		所管課・所属
① 各課事業の市民参加提案の募集		市民活動支援センター
取り組み内容	○ 各課の施策・事業について、市民との協働により進めることが望ましい事業を市民に提案し参加者を募ります。地域の特殊性や地域限定の内容により行政で一律にできない部分を市民活動として進めることができれば、画一的な施策ではなく地域に合った事業となり、地域の課題解決も推進することにつながります。積極的に行政から提案・発信します。	
② 事業・イベント案内でのボランティア募集		各課
取り組み内容	○ 各課の事業・イベントの開催において、イベント案内と合わせてボランティアで協力してくれる人を募ります。(事例紹介参照)	
③ あげお市政出前講座と活動団体の協働化		生涯学習課 市民活動支援センター 各課
取り組み内容	○ 各種計画などにかかわる出前講座では、「市民の参加により進めることが望ましい」という提案を出前講座で周知することで、各種計画の事業の協働化を促します。 ○ 各団体の活動について、市民活動支援センターが中心となり市民に情報提供します。また、団体からの協力依頼についてもできる範囲で協力します。	
④ 協働事業のマッチング		市民活動支援センター
取り組み内容	○ 協働のまちづくり推進事業において行政提案のA提案、活動団体からのB提案それぞれ所管課とのマッチングを行い、協働事業につなげていきます。また、協働事業を進めるために、地域の課題や施策・事業から市民が行える部分のマッチングや活動団体の立ち上げ相談も行います。 ○ 異分野の活動団体と交流会を開催し、協働事業のマッチングにつなげます。	

4.1 行政施策・事業の協働化 (事例紹介)

② 事業・イベント案内でのボランティア募集 【みどり公園課】

市民協働のかいぼりによる上尾丸山公園の水辺再生

上尾丸山公園の大池では、2019年に「市民協働のかいぼり」を行ったことをきっかけとして、地域本来の自然を再生することを目指して、市民ボランティアの皆さんと一緒に様々な取り組みを続けています。



外来種の駆除



浅場の整備



エコトーンの創出



カイツブリの親子

市民参加型のイベントを開催し、アメリカザリガニなどの外来種の駆除や多様な生物の住処となる「浅場」の整備などを行っています。

その結果、浅場では埋土種子から地域に由来した在来水草や湿生植物が再生し、エコトーンが創出されました。又、再生した水草の陰でカイツブリが営巣し、子育てをするようになりました。

このような取り組みを継続して行うことで、上尾丸山公園の生物多様性の回復と大池の水質回復を進め、地域社会の活性化につながっています。

令和4年度には、本事業は「第42回緑の都市賞」の緑のまちづくり部門において、都市緑化機構会長賞を受賞しました。表彰式は、令和4年11月に東京都の明治記念館において、佳子内親王殿下御臨席のもとに執り行われました。市民ボランティアの皆さんとの協働による事業の成果を評価していただきました。

第42回 緑の都市賞
都市緑化機構会長賞
緑のまちづくり部門

上尾丸山公園水辺再生事業 みんなの持続「カ・緑」
埼玉県上尾市

上尾市

市中心部で都市化が進んでいる上尾市で、公園の跡は、地域に残された貴重な自然財産となっています。そうしたなか、上尾丸山公園の大池では、夏季にアオコが爆発的に発生し、水質悪化、臭気増強、多くの外来種による生態系の劣化等が課題となっていました。そこで市では公園を将来世代が生物多様性の意義を学び、市民協働を展開するフィールドと位置づけ、市長と協働で、「かいぼり」による外来種の駆除や浅場の整備などの取り組みを実施しています。

2019年度より開始されたこの取り組みは現在4年目となり、多様な水草や湿生植物が再生した浅場や湿地など水辺の緑地となり、水生動物や水鳥などによる季節の営みが戻りつつあります。かいぼりを機に、多くの市民が強い自然学習や自然体験ができる都市の自然空間へと生まれ変わっています。



▲水辺清掃の様子



▲アメリカザリガニ駆除イベントの様子



▲かいぼり作業の様子

4.2 協働意識の啓発

まちづくりの基本理念として市民・事業者・行政が力を合わせ、人と人が助け合い、支え合ってより良い地域社会を作る「協働」を掲げています。活動団体と市が協働して行政施策や事業に取り組み、地域の課題を解決し、より良いまちづくりにつなげるよう協働の意識づくりを進めます。

取り組み		所管課・所属
① 協働のまちづくり推進委員会での協働化事業の検討		市民活動支援センター 協働のまちづくり推進委員会
取り組み内容	○ 協働事業の拡大のため、市民と協働することが可能な事業を検討し、市職員の意識向上を目指します。	
② 職員研修計画に基づく職員研修の実施		職員課
取り組み内容	○ 職員研修を通して、協働とは「行政が市民と協働で行い地域の課題を解決する地域づくりの基本的な考え方」ということを職員が理解するため、引き続き職員研修計画において初任者研修や管理職研修を実施します。	

<取り組みの成果指標>

項目	実績値 (2019年)	現状値 (2022年)	目標値 (2028年)
各課事業の市民参加提案の募集件数(行政提案)	2件	4件	4件以上
各課イベント時のボランティア件数と参加要請人員	70件	20件	70件
	1,440人	500人	1,500人
活動団体と連携したあげお市政出前講座の回数	2回	—	2回

第4章 計画の推進に向けて

1 市民活動の推進のために

(1) 社会貢献としての市民活動の推進

地域にはさまざまな課題があります。地域には、そこで生まれ育った人、他の地域から転入してきた人、学業や仕事の都合で一定期間のみ滞在する人などがいます。近年は、文化や言語、生活習慣等を異にする人たちも増加しています。そのようななかで、地域での課題解決に、従来とは異なる取り組みが必要となることも少なくありません。そのような時、市民が主体となって課題に取り組み、改善や解決に道筋をつけていく市民活動の役割が重要となります。

地域の課題が、他の場所で問題となっていることと共通な背景をもつこともあります。他の地域の経験に学び、他の地域の人びとと協働することも、市民活動の中では頻繁にあることです。また、他の人々から学ぶ過程で、自分たちにとっては「当たり前」と思われてきたことが、実は不適切なことで、むしろ改善が必要なのは「自分たち」で、認識や行動を改めることにつながることもあります。そして、習慣や文化、言語等を共通としない人とともに暮らすための「知恵」も、協働のなかから生まれることがあります。

このように市民活動に取り組むことは、地域の課題を改善することばかりではなく、自分たちの暮らしや考え方、行動を見つめ直す機会ともなります。

まずは自分たちで気になることや興味のある事から仲間をつくり活動の輪を広げることが大切です。それが、地域を暮らしやすくすることにつながります。さまざまな人と一緒に「こんな社会になればいいな」という思いを大切にしながら、市民活動をとおして、多くの人々が社会貢献活動を行えば、きっといきいきとした暮らしやすいまちになります。

それが本市の市民活動の目指すものです。

(2) 協働事業としての市民活動の推進

① 市の役割

現代の社会では、従前の自治体の取り組みになかった新たな課題が地域で発生しています。行政は、各種法制度に基づいた長期の視点に立ち、施策に取り組んでいます。また、行政職員は法律や条例等に定められた業務にあたります。そのため、従来にはなかった課題や制度の狭間になってしまうことなどに対処することが困難な場合があります。

地域の課題を市民が主体となって取り組み、その解決等に市と市民が協働で取り組むことは、住みよい上尾市をつくっていくこと、すなわち「持続可能な都市経営」のためには必須なことです。

② 活動団体・事業者の役割

地域社会では、行政と市民・活動団体との協働に加え、さまざまな事業者とも連携をしていくことが必要です。

活動団体は、地域の課題を自主的・自発的に解決するために市民活動を行うという考えのもと、地域の中で気づいたこと、感じたことを形にして、こまやかな、先駆的で自由な発想で地域の課題を解決していきます。その活動を通じて、社会全体に新鮮な刺激や新たな流れをもたらします。市民が主体となって行うことと行政が法律や行政に基づいて行うことは、ある部分では、はっきりと区分され、ある部分では協働で取り組むこととなります。

事業者は、近年CSR（企業の社会的責任）などにより社会貢献を積極的に行う活動を担ってきています。地域の環境美化活動などで地域貢献に取り組む場合もあれば、本来業務自体が、社会貢献活動の一端を担う場合もあります。

平成30年の北海道胆振東部地域地震では、地元のコンビニエンスストアは95%以上の店舗が営業を続け、被災直後の住民の生活に必要な物資の供給を優先させました。災害に備えて自家発電装置等を備えた店舗も多く、自社でおにぎりを作り供給したことなどが報じられました。

東日本大震災発生直後から地域の災害支援、災害復旧・復興をずっと続けている企業もあります。今後も、それぞれの事業者がいろいろな分野で力を発揮し、地域に貢献する活動を積極的に行うことで、市と地域とをつなぐ大きな力になることは間違いありません。

本市でも、災害時などに協力して被災者等への支援や復旧活動に取り組む協定を結んでいる企業が多数あります。それらの事業者と、市民活動に取り組む人々をつないでいくことも今後の課題となります。

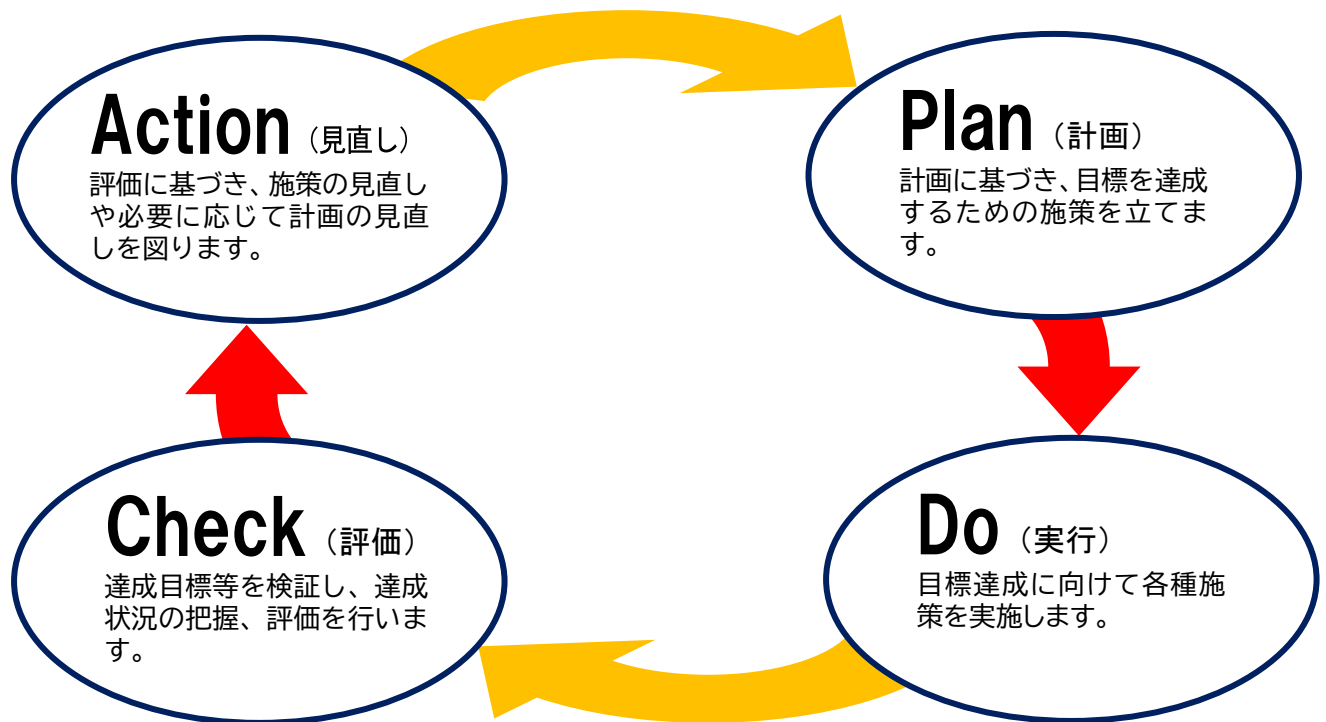
このように、事業者も地域社会を作る仲間であることを認識し、市民・活動団体と事業者と行政が協働することで、だれもがいきいきと暮らせるまちがつけられていきます。

2 計画の進捗管理・評価・公表

(1) 計画の進捗管理

本計画で示す基本施策・事業の進捗状況は、毎年度年次報告においてその状況を調査し把握します。

P D C Aサイクルに基づき年1回、各施策・事業について点検と評価を行い、必要に応じて見直し、効果的な計画となるよう努めていきます。



(2) 評価

上記の進捗状況の報告を基に上尾市市民活動推進協議会において毎年度評価を行います。

(3) 公表

上尾市市民活動推進協議会の評価を議事録として、これを市ホームページや情報公開コーナーで公開します。

資料編**1 上尾市市民活動推進協議会条例**

(設置)

第1条 市民活動を支援し、及びその促進を図り、もって市民との協働を推進するため、上尾市市民活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「市民活動」とは、上尾市市民活動支援センター条例（平成22年上尾市条例第2号）第2条第1項に規定する市民活動をいう。

2 この条例において「市民活動団体」とは、市民活動を行う団体をいう。

3 この条例において「市民活動推進計画」とは、市民活動を推進し、市民活動団体と市との協働を計画的に進めるために市長が定める計画をいう。

4 この条例において「協働事業」とは、営利ではなく公益を目的とする社会に貢献する事業で、市民活動団体と市との協働によるものをいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 市民活動推進計画の策定及び変更に関すること。

(2) 市民活動推進計画に基づく施策の推進に関すること。

(3) 市が助成する協働事業の選考その他市民活動団体と市との協働の推進に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 地域活動又は地域福祉に関し見識を有する者 2人

(2) 学識経験のある者 2人

(3) 公募による市民 2人

(4) 市職員 1人

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己に直接利害関係のある議事については、加わることができない。ただし、協議会の会議において議決による同意があったときは、この限りでない。

(関係者の会議への出席等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 上尾市市民活動推進協議会委員名簿

令和5年度上尾市市民活動推進協議会委員名簿（令和5年5月1日現在）

(1) 地域活動又は地域福祉に関し見識を有する者 (敬称略)

役職	氏名	所属
委員	安藤 由美	上尾市コミュニティ推進会議副会長
委員	丸山 広子	上尾市社会福祉協議会 上尾市成年後見センター専門相談員

(2) 学識経験のある者

役職	氏名	所属・役職
会長	竹井 潔	聖学院大学政治経済学部 政治経済学科特任教授
副会長	若原 幸範	聖学院大学政治経済学部 政治経済学科准教授

(3) 公募による市民

役職	氏名	所属・役職
委員	石井 清二	市民（埼玉県地域デビュー楽しみ隊他）
委員	清水さえ子	市民（セーフティネット上尾 代表）

(4) 市職員

役職	氏名	所属・役職
委員	西嶋 秋人	上尾市市民生活部長

第4次上尾市市民活動推進計画

2024年（令和6年）3月

発行 上尾市

編集 上尾市市民活動支援センター

〒362-0075 上尾市柏座1-1-15（プラザ館3F）

開館日：火～日 午前9時～午後9時（日曜は午後5時迄）

休館日：毎週月曜、火～金の祝日、年末年始

電話：048-778-1810 ファクス：048-778-1820

Eメール：s53500@city.ageo.lg.jp

ホームページ：www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s53500/

X（旧ツイッター）：[@Ageo_shiminkatu](https://twitter.com/Ageo_shiminkatu)